

○雲仙市公正入札調査委員会設置要綱

平成17年10月11日

訓令第22号

改正 平成18年6月30日訓令第19号

平成19年3月28日訓令第8号

平成20年4月1日訓令第4号

平成26年6月26日訓令第9号

平成28年4月1日訓令第7号

(設置)

第1条 雲仙市所管の建設工事又は建設コンサルタント等業務の入札の適正化を期するため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名で構成する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、市民生活部長、地域振興部長、健康福祉部長、環境水道部長、産業部長、建設部長及び教育委員会事務局教育次長をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会の会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長から指名された者がその職務を代理する。

(調査審議事項)

第4条 委員会の調査審議事項は、次のとおりとする。

(1) 入札談合情報に対する調査に関すること。

(2) 入札等に係る情報の管理に関すること。

(3) 入札等に係る不正事件が発生した場合の調査に関すること。

(4) その他入札の公正を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部契約検査課に置くものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日訓令第19号)

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日訓令第9号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第7号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。